

三 身体障害者福祉法第十八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成十五年厚生省告示第八十二号）
 四 知的障害者福祉法第十五条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成十五年厚生省告示第八十三号）
 五 児童福祉法第二十一条の二十五第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成十五年厚生省告示第八十四号）
 六 国立施設に入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準（平成十四年厚生労働省告示第二五十八号）
 七 身体障害程度区分に係る支援を行う必要性の認定の方法（平成十四年厚生労働省告示第三百四十六号）
 八 知的障害程度区分に係る支援を行う必要性の認定の方法（平成十四年厚生労働省告示第三百四十七号）
 九 身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第二十八号）
 十 知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第三十号）
 十一 厚生労働大臣が定める基準（平成十五年厚生労働省告示第三十九号）
 十二 厚生労働大臣が定める者等（平成十五年厚生労働省告示第四十号）
 十三 障害者アイサービスに係る厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十四号）
 十四 身体障害者及び知的障害者に係る厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第二百三十五号）
 十五 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第二百四十一号）
 十六 最低負担額として厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第二百四十二号）
 十七 家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第二百四十三号）
 十八 厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第二百四十四号）
 十九 厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第二百四十五号）
 二十 その他生活費の額として厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第二百四十六号）
 二十一 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第二百四十七号）
 二十二 食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年告示第二百四十八号）

第二 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号力の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設（平成十年厚生省告示第十号）の一部を次のように改正する。
 第五号中、「精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場及び精神障害者地域生活支援センター」を、「障害者自立支援法（平成十七年法律第二十二号）附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この号において「旧法」という。）に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場及び精神障害者地域生活支援センター並びに障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（旧法に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場に限る。）に改め、同号の次に次の一号を加える。

六 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）又は相談支援事業を行う施設、障害者支援施設及び地域活動支援センター（主として精神障害者（同法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。）が利用するものに限る。）

第三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）の一部を次のように改正する。
 別表の第二章通則の9の注2中、「精神障害者福祉法に規定する障害者福祉サービス及び基準」を「障害者自立支援法に規定する障害者福祉サービス及び基準」とし、「児童福祉法に規定する児童福祉施設及び児童福祉施設等」を「児童福祉法に規定する児童福祉施設及び児童福祉施設等」とし、「障害者自立支援法に規定する障害者福祉サービス及び基準」を「障害者自立支援法に規定する障害者福祉サービス及び基準」とし、「児童福祉法に規定する児童福祉施設及び児童福祉施設等」を「児童福祉法に規定する児童福祉施設及び児童福祉施設等」に改める。
 第四 厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十六号）の一部を次のように改正する。
 本文中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準」を「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準」に改め、当該障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第六十九号）に、「短期入所サービス費の注1」を「第7の1の注4」に改める。

○厚生労働省告示第五百七十四号
 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の施行に伴い、及び厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成十七年厚生労働省告示第四百四十号）及び厚生労働大臣の定める高度先進医療及び施設基準（平成十七年厚生労働省告示第三百八十四号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、同日以前において、廃止前の厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準に適合するものとしてなされた届出並びに廃止前の厚生労働大臣の定める高度先進医療及び施設基準に適合するものとしてなされた申請及び承認については、この告示に適合するものとしてなされた届出とみなす。

平成十八年九月二十九日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫
 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準
 一 総則
 一 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号に規定する先進医療を実施するための要件は、次号に規定する施設基準の通則及び第二項各号に掲げる先進医療（ことに当該各号に規定する施設基準又は第三項の規定により別に厚生労働大臣が定める医療）ことに厚生労働大臣が定める施設基準先進医療ことに当該各号に規定する施設基準に適合することとする。

（1） 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う前六月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
 （2） 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う前六月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七十七号）第二に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
 （3） 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う前六月間において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十八条第一項及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十一条第一項の規定に基づき検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

（4） 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百四号）に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師若しくは歯科医師の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

（5） 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百四号）に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師若しくは歯科医師の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。